

別表 3

| 項目 |                             | 基準値                             | 測定方法  |
|----|-----------------------------|---------------------------------|---|
| 1  | アルキル水銀                      | 検出されないこと                        | 昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「昭和46年告示」という。)付表3に掲げる方法  |
| 2  | 総水銀                         | 0.0005 mg/L 以下                  | 昭和46年告示付表2に掲げる方法  |
| 3  | カドミウム                       | 0.003 mg/L 以下                   | 日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法   |
| 4  | 鉛                           | 0.01 mg/L 以下                    | 規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法  |
| 5  | 六価クロム                       | 0.02 mg/L 以下                    | 規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。)<br>1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02 mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。<br>2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-77のa)又はb)に定める操作を行うこと。 |
| 6  | 砒素                          | 0.01 mg/L 以下                    | 規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法   |
| 7  | 全シアン                        | 検出されないこと                        | 規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和46年告示付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法   |
| 8  | ポリ塩化ビフェニル(PCB)              | 検出されないこと                        | 昭和46年告示付表4に掲げる方法  |
| 9  | トリクロロエチレン                   | 0.01 mg/L 以下                    | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| 10 | テトラクロロエチレン                  | 0.01 mg/L 以下                    | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| 11 | ジクロロメタン                     | 0.02 mg/L 以下                    | 規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法  |
| 12 | 四塩化炭素                       | 0.002 mg/L 以下                   | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| 13 | 1,2-ジクロロエタン                 | 0.004 mg/L 以下                   | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法  |
| 14 | 1,1-ジクロロエチレン                | 0.1 mg/L 以下                     | 規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法  |
| 15 | 1,2-ジクロロエチレン                | シス体及びトランス体の合計量が<br>0.04 mg/L 以下 | シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法   |
| 16 | 1,1,1-トリクロロエタン              | 1 mg/L 以下                       | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| 17 | 1,1,2-トリクロロエタン              | 0.006 mg/L 以下                   | 規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法  |
| 18 | 1,3-ジクロロプロペン                | 0.002 mg/L 以下                   | 規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法  |
| 19 | チウラム                        | 0.006 mg/L 以下                   | 昭和46年告示付表5に掲げる方法  |
| 20 | シマジン                        | 0.003 mg/L 以下                   | 昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法   |
| 21 | チオベンカルブ                     | 0.02 mg/L 以下                    | 昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法   |
| 22 | ベンゼン                        | 0.01 mg/L 以下                    | 規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法  |
| 23 | セレン                         | 0.01 mg/L 以下                    | 規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法   |
| 24 | 1,4-ジオキサン                   | 0.05 mg/L 以下                    | 昭和46年告示付表7に掲げる方法  |
| 25 | クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002 mg/L 以下                   | 平成9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法  |

備考1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 水素イオン濃度の測定方法は、規格K0102-1 12に定める方法とする。